

月報

7 4号

発行所

青丘文庫

編集・発行★韓 哲 熾

〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1

メゾンド青丘ビル2階

TEL(078)734-5989 FAX 735-0660

韓国小説

『母・従軍慰安婦』

かあさんは「朝鮮ピー」と呼ばれた」

を翻訳して

鹿嶋 節子

先日、勤務先でもある神戸学生青年センター出版部から、韓国小説の翻訳を出した。

この本は、韓国の女流作家尹静慕（ユン・ジョンモ）氏の小説『かあさんの名前は朝鮮ピーだった』を訳したもので、題名にもある通り、朝鮮人従軍慰安婦問題をテーマにした作品である。

昨春秋、訪韓した同僚の飛田氏が「映画化されて話題になっている」と言って原作を持ち帰ったのがそもそもの始まり。昨今、ようやく朝鮮人従軍慰安婦問題がとりあげられ、ルボや研究書も出始め、関係者からの証言もきけるようになっていくなか、小説という文学の形でこの問題に迫ったものは珍しいのではないかという話になって、ひよんなことからわたしが翻訳することになった。

著者の尹静慕氏は、一九四六年生まれで、社会問題に題材を採った小説をたくさん

発表しており、若者にも人気のある作家のひとりだ。原作は八二年に発表された後、一度絶版になり、八八年にほかの作品とともに作品集『かあさんの名前は朝鮮ピーだった』として再版されたものだ。翻訳は久しぶりで、しかも小説を訳すのは十年ぶりか。やりだしてみると難しく、埃を被っていた大阪外大の『朝鮮語大辞典』まで引っぱりだしてバタンバタンとひっきりかえしながら悪戦苦闘。朝鮮語力のなさ、文学的素養のなさを思い知らされることになった。

ようやく翻訳にめどがついて、日本語の題名を決める段になってまたひと悶着。原題そのままにしたのでは日本語としておさまりが悪いのでいろいろ考えてみた。「朝鮮ピー」という言葉は、日本軍が朝鮮人従軍慰安婦を人間ではなく「朝鮮ピー」という「もの」として扱って差別し尽くしたという意味からも残したいと思ったが、差別語であるということ、あるいは若い人たちは「朝鮮ピー」といわれても何のことかわからないということなどから様々に意見や指摘があつて迷ひ抜いた末に、堅すぎると思つたが標題のようなものになり、副題に「朝鮮ピー」という言葉を残すことにした。

朝鮮人従軍慰安婦問題については、研究しておられる人もあり、わたしはもとより専門的に語れる立場にはないので、問題の背景を知ってもらえるように、金英達氏に「学徒兵と従軍慰安婦」と題した解説と、関係文献のリストを書いていただいて巻末に添付した。小説自体を読んでもらいたいのはもちろんだが、この「付録」も非常に価値のあるものなので「文学オンチ」の人の興味もひくことが出来るのではないかと期待している。

絶対の自信作と言えないところが情けなくはあるが、何とか本にすることが出来たので、できるだけたくさんの人に読んでいただきたいと思つている。（A5判、一七二頁、千円）

△在日朝鮮人運動史研究会関西支部会V（92年3月8日）

在日外国人としての生活保護

―法的側面を中心に―

飛田 雄一

在日朝鮮人の生活保護を求める運動は、兵庫県下においては一九五〇年「11・27」闘争において果敢に闘われた（金慶海・堀内稔編著『在日朝鮮人の生活権擁護闘争―神戸・一九五〇年「11・27」闘争―』91年9月、神戸学生青年センター出版部刊参照）。報告者は、現在、日本政府を相手にスリランカ人・ゴドウィンさんへの生活保護の適用をめぐる裁判を提起しているが、その関連で日本政府の在日外国人にたいする生活保護の適用について歴史的にその経緯を明らかにする必要がある（ゴドウィン裁判については『資料集I』学生センター内外国人の生存権を実現する会刊、参照）。今回の報告では、日本政府側の国会議事録あるいは法務総合研究所の刊行物などを検討して、経緯および問題点について報告した。

GHQの無差別平等を定めた指令にもとづき制定された旧生活保護法（46年10月施行）には国籍条項がないが、新生活保護法（51年10月施行）にはある。新生活保護法の国籍条項には、当時の日本政府、GHQの在日朝鮮人政策が関係しているものと思われる。入管令の退去強制事由のなかに被生活保護者も含まれていたが、在日朝鮮人についてはその条項を適用しないことを国会で明言した上でこの入管令は、52年4月28日、いわゆる「法律126号」によって法律として追認されたのである。

在日外国人への生活保護の適用に関して最も重要だと考えられるのは、54年5月に出された「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」だ。ここでは、緊急医療を必要とする場合には、たとえ外登証を提示しない場合でも保護することが書かれている。現在もこの通達は無効なものとはされていないが、一方で厚生省はゴドウィン事件を契機とし

て、90年10月に保護すべき外国人の範囲を永住者等に限定として、ゴドウィンさんのような留学生には適用しないという新たな方針を出してきたのである。

それまでの日本政府側の刊行物には、生活保護が在日朝鮮人ら永住者にかぎらず、すべての外国人に適用されてきたことを当然の前提としている。たとえば、外務省条約局法規課法令研究会編『わが国における外国人の法的地位』（日本加除出版株式会社、86年1月）では「実際上は運用通達等により内国人に準じた取扱いを実施している」としているのである。また、「その他の外国人（難民等を含む）から、生活困窮を理由として保護の申請があった場合は、観光ビザによる一時的滞在であるかどうかにかかわらず、全て同上通知（54年の通達―引用者）に基づいて取り扱うものである」（京都市民生局社会部保護課編集発行『生活保護の手引』87年10月）というものもある。

近年、外国人労働者問題がクローズアップされているが、彼らニューカマーとオールドカマーとしての在日朝鮮人との関係を、歴史的および現在の研究する必要がある。生活保護の問題に関しては、90年10月の厚生省の新たな口答による指示以降、両者を繰引きしようとする姿勢がうかがえるし、いま国会に上程されている外登法改正案も、永住者にのみ指紋捺捺義務を免除することとして、繰引きしようとしている。日本が79年に国際人権規約、81年に難民条約を批准したことにより内外人平等の原則が日本国内に貫かれたことを考えると、以上のような繰引きが国際人権規約等に違反していることは言うまでもない。

今後、生活保護に関する問題についてさらに、在日朝鮮人のGHQ占領下の運動、北朝鮮帰国運動などとの関連についても研究される必要がある。（今回の報告については、拙稿「在日朝鮮人・滞日外国人と生活保護」（『むくげ通信』131号、92年3月）参照をしてくだされれば幸いです。）

朝鮮民族運動史研究会 第一一一回例会

(一九九二年三月一五日)

朝鮮における治安維持法体制(二)

一 思想犯保護観察制度について一

水野直樹

一九三六年に施行された「朝鮮思想犯保護観察令」は、思想前歴者(治安維持法違反で刑を終了した者、仮出獄した者、刑の執行猶予判決を受けた者および起訴猶予となつた者)を「保護」の名のもとに監視し、転向を強要・誘導し、さらに後には皇国臣民として戦争に動員することを目的としていた。

一九三三、四年頃から、朝鮮総督府の治安当局者は、要監視人・要注意人の監視だけではなく、思想前歴者に対する統制、「釈放後の保護善導」の必要性を強調しはじめた。思想犯に対する体系的な転向強要も同時期に始まった。これらを前提として、日本「内地」の思想犯保護観察法が朝鮮にも適用され、保護観察制度が確立された。

当局者はその目的を、「凶悪なる思想に侵されたる思想犯人を善導し完全なる思想転向と社会復帰とを確保せしめ(中略)完全なる国民的自覚と生活の確立とを得せしめ(中略)究極に於て思想犯罪の防遏と同時に更に積極的に国体明徴、国民精神の強化を将来して国運の隆盛に資益せむとするもの」と、説明している(増永法務局長談)。

朝鮮の主要都市七カ所に設けられた保護観察所には、輔導官、保護司(多くは検事が兼任)などの職員のほか、保

護観察審査委員会(判事・検事・警察部長などが委員)が置かれ、保護観察の職務を行なった。

一九四四年までに保護観察に付された者は、合計四一〇〇名で、常時ほぼ三千名ほどが保護観察を受けていた。居住・交友・通信の制限などが付随処分として課され、定期的に保護観察所に出頭して「訓戒・諭示」を受けたり、講演会・座談会に出席したりせねばならなかった。さらには、職業紹介・再教育・結婚斡旋などを通じての転向誘導・強要を受けることとなった。

一九三八年七月には、時局対応全鮮思想報国連盟が組織され、保護観察対象者はこれに参加して、愛国献金・神社参拝・勤労奉仕・軍事慰問などに狩りだされることになった。同連盟は、一九四〇年に財団法人大和塾に改編され、思想前歴者は皇道精神修練道場で「天皇帰一の精神」をたたき込まれ、戦争体制に動員されるにいたった。

朝鮮における保護観察制度は、日本のそれより厳しいものであり、対象者も多かった。日本の場合、「家制度」が転向を誘導するものとして機能したが、朝鮮では民族解放を志向する活動家を転向させるのに家族制度は役に立たず、国家権力が全力をあげて思想犯の監視、転向に努めねばならなかったのである。

保護観察によっても転向させることのできなかった思想犯を永久に投獄するために、一九四一年予防拘禁制度が生み出されることになる。また、植民地期の保護観察制度は、独立後の韓国にも引き継がれ、現在保安観察法として生き残っていることも、見落とすことはできない。

新図書案内

満州国	秋永 芳郎	東京	光人社	1991年	517P
昭和天皇独白録	寺崎 英成	東京	文芸春秋	1991年	421P
軍ファシズム運動史	秦 邦彦	東京	原書房	1980年	455P
近代中韓関係史資料彙編	第八～十二	壺北	國史館		
南朝鮮対外貿易	張 英	吉林省	延边大学出版社	1989年	
出兵朝鮮	叶 雨蒙	北京	北京十月文芸出版社		
好太王碑研究	王 健群		吉林人民出版社		
南朝鮮経済的騰		延吉	延边大学出版社	1990年	
朝鮮哲学思想史			延边人民出版社	1989年	
李朝時代の交通史に関する研究	李 太熙	東京	雄山閣出版	1991年	
シカゴ福万	大村 益夫	東京	高麗書林	1989年	413
戦時外国人強制連行関係史料集Ⅱ	朝鮮人 1	上巻	林	えいだい	ヨルダン社
〃	〃 1	下巻	〃	〃	明石書店
〃	Ⅲ 〃 2	上巻	〃	〃	〃
〃	〃	中巻	〃	〃	〃
〃	〃	下巻	〃	〃	〃

研究会御案内

☆在日朝鮮人運動史研究会 第143回例会
 日 時 1992年4月12日〔日〕 午後2時
 報告者 金森 襄作氏
 テーマ 〔在日労総〕全協への解消の問題点

☆朝鮮民族運動史研究会 第113回例会
 日 時 1992年4月26日〔日〕 午後2時
 報告者 堀内 稔氏
 テーマ 韓族総連合会について

☆日・韓キリスト教関係史研究会 第23回例会
 日 時 1992年4月25日〔土〕 午後2時
 報告者 徐正敏氏 善 命龍氏
 テーマ 柏木と内村

解放直後の韓国キリスト教

※場所はいずれも青丘文庫にて